

中海・宍道湖・大山圏域市長会総合戦略推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 中海・宍道湖・大山圏域市長会地方版総合戦略（以下「総合戦略」という。）に係る施策の検証及び評価を行うため、中海・宍道湖・大山圏域市長会総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 総合戦略に係る施策の検証に関すること
- (2) 総合戦略に係る施策の評価に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

- 2 委員は、産業、教育、金融及び報道等についての有識者のうちから中海・宍道湖・大山圏域市長会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- 3 委員の任期は1年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 委員会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、公正又は円滑な会議の運営が阻害されるおそれ、特定の者に不当に利益又は不利益を与えるおそれがある場合は、その限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、中海・宍道湖・大山圏域市長会事務局（以下「事務局」という。）において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、事務局で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月10日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行日以後最初に招集される委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、会長が招集する。